

建設業務資格取得費用助成事業 実施要領

牧之原市商工会建設部会

1. 目的

牧之原市商工会建設部会では、建設業における労働安全性の向上や作業技術等のスキルアップを図るために資格取得を図る事業所に対して、建設部会員及び従業員等の建設業務に関する資格取得費用を助成し促進することにより、業務の安全性及び社員教育の充実による基盤強化、継続的な発展に寄与することを目的とする。

2. 対象者

本支援事業の対象は、牧之原市商工会員であり建設部会に所属する会員企業（以下「会員企業」という。）に従事する者とする。ただし、原則建設部会員であるかの判定は、各年度の総代会開催日において申請登録されている時点を基準とする。新規会員においては入会時点を基準とする。

3. 助成金額及び1事業所あたりの支援限度額

1回の申請当たり1名の助成額は2,000円とする。また、別の資格での申請であれば同じ者が複数回申請しても良い。

受講料受験料が2,000円未満のものについては、その金額を上限とする。

ただし、1事業所あたりの助成限度額は年間2,000円までとする。

4. 助成対象費用

国内で実施される建設業務に係る資格取得の為の受講料又は受験料を対象とする。

また、以下の経費は対象外費用とする。

①参加時に係る交通費等関係費用

②既存の取得資格の更新手続き費用は対象外費用

③その他、幹事会審査において不適合とされる費用

講習にて資格を取得できるものは受講料、試験により資格を取得するものについては受験料を対象とする。資格取得の可否は問わない。

ただし、負担費用は実績報告書の提出後に支出し前払い負担はしない。

5. 基準期間

資格取得講習等が、令和5年4月1日以降であるものであり、令和6年2月28日までに資格取得を行いその資格取得費用を支払ったものであることとする。

申請期間は、令和5年7月1日から令和6年2月28日まで実施する。また、既に資格取得等を行ったものも含める。

6. 申請手続き

講習会等実施後、助成金申請書（様式1）及び添付資料として受講内容、受講金額及び人数の分かるものと領収書または支払金額が分かる帳票類等のコピーを添付し事務局へ提出する。ただし、商工会で主催する資格取得講習会にて、助成額を予め引いた額にて開催する場合は申請書類等は必用としない。

提出いただいた助成金申請書及び提出書類を確認し精査完了後に企業指定の預金口座へ送金することとする。その際の振込手数料は、建設部会で負担することとする。

7. 予算額

令和5年度予算 6万円以内 とする。

8. その他

当要領に規定されていない事由等が生じた際には、建設部会幹事会において協議することとする。